

問い合わせ先	消防局警防部救急課
	546-3461 (内線 92-334)

傷病者搬送証明書の交付手数料の免除について

1 内容

傷病者搬送証明書の交付手数料の免除

2 対象者

平成 26 年 8 月 19 日 (火) からの大雨、土砂災害等により被災 (負傷) し、救急車又は広島市消防局のヘリコプターにより医療機関へ搬送された方を対象とします。

3 手数料免除の取扱いをする期間

平成 26 年 8 月 19 日 (火) 発行分から、期間を限定しない。

4 手続き方法

最寄りの消防署の警防課消防指導係又は消防局救急課へ「傷病者搬送証明申請書」を提出し、交付を受けます。

5 申請者の範囲

- (1) 傷病者本人
- (2) 傷病者の配偶者、同居親族若しくは血族二親等内の親族
- (3) 上記(1)又は(2)の委任状を有する者

6 その他

上記 5 (1) の場合は、申請者本人であることを証明できるもの (運転免許証や健康保険証等)、(2) の場合は傷病者との関係が分かるもの、(3) の場合は委任状が必要となります。

7 傷病者搬送証明書の交付窓口

- (1) 救急車で搬送された場合：最寄りの各消防署の警防課消防指導係

中消防署	☎	5 4 6 - 3 5 0 3
東消防署	☎	2 6 3 - 8 4 0 1
南消防署	☎	2 6 1 - 5 1 8 1
西消防署	☎	2 3 2 - 0 3 8 1
安佐南消防署	☎	8 7 7 - 4 1 0 1
安佐北消防署	☎	8 1 4 - 4 7 9 5
佐伯消防署	☎	9 2 1 - 2 2 3 5
安芸消防署	☎	8 2 2 - 4 3 4 9

- (2) 広島市消防局のヘリコプターで搬送された場合：

消防局救急課	☎	5 4 6 - 3 4 6 1
--------	---	-----------------